

聴音検査の実施方法について

1 旋律聴音

- (1) その調性の主和音を与える。
- (2) 全体を1回演奏する。
- (3) 1小節から4小節まで4回演奏し、4回目に次に移る。以後4小節区分を同じ扱いとする。
- (4) 全体を1回演奏する。

2 和声聴音（四声体）

- (1) 予備拍を1小節示す。（初回のみ）
- (2) 最初、主音を与える。
- (3) 全体を通して5回演奏する。（分割奏と同じ扱い）